

平成29年度(2017年度) 社会福祉法人県央福祉会事業計画(案)

1. はじめに

社会福祉法人 県央福祉会は、ここ数年事業展開が急速に進み、神奈川県内10市(29年度には11市の予定)に114以上の事業所と1,500名以上の職員が働く組織へと発展しました。この背景には、県央福祉会が障がい福祉・介護・療育・保育の新たなニーズに積極的に対応してきたことがあります。新たなニーズとして貧困層や高齢者等への対応が求められるようになった結果、社会保障費は一般国家予算の32%を占め、その編成に苦慮するようになりました。そこで厚生労働省は、社会福祉事業の担い手である社会福祉法人に新たな役割を求め、3年前に改正した公益法人法を参考に、社会福祉法を「社会福祉法等の一部を改正する法律」として、平成28年4月1日に公布しました。その主な改正点は「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」です。当県央福祉会も、法人の組織体系や人材確保・育成などについて、規模に見合った制度改革が求められています。

平成29(2017)年度の法人の事業計画は、このような激動期に即する検討・課題事項を重点的に取り組むこととしました。

2. 理念・基本方針・使命・職員行動指針について

法人の2つの理念・11の基本方針、3つ使命(ミッション)と3つの職員行動指針は平成29年度も継続とします。日々職員がこれらを確認できるよう各事業所に常時掲示し、周知します。

3. 平成29(2017)年度の重点課題

- ①支援・介護・療育・保育・医療等の質を確保し、利用者さん及び家族から評価される事業展開とします。
- ②たて糸と横糸のバランスの取れた組織と役割を明確にして専門性を高めるとともに、時代に即した事業を展開します。また、その具体的なガバナンス(統治体制)は、平成29年度から法人内職員を理事として登用するとともに、執行役員制度を導入して対応します。
- ③市場調査やデータの収集・分析と管理に努め、時代の流れを正確に把握し、ニーズに即した事業展開を行います。

4. 10年後・20年後を見据えた事業展開をする

少子高齢社会がさらに進行するなか、ここ数年のうちに障がい者の高齢化対策へのニーズが急速に高まります。平成29年度は10年後・20年後を見据えた事業展開の初年度と位置づけ、ニーズの発掘と新規事業のあり方を検討します。

5. 利用者さんやご家族の人権尊重と権利擁護、人間尊重主義の教育

- ① 人権の尊重と権利擁護を支援の基礎とします。

- ② 県央福祉会の職員は、一人ひとりが自らの人格形成(人間尊重主義)に努め、誰からも尊敬される職業人を
目指すとともに主体的に働くこととします。
- (1) そのためには何事にも誠意を持って、
 - (2) 謙虚に生き、
 - (3) 勇気ある行動を取り、
 - (4) 何事にも忍耐強く取り組み、
 - (5) 節制・節度ある行動を旨として、
 - (6) 他の人にしてもらいたいと思うことを、進んで他の人にしようという精神で働きます。

平成 29(2017)年度事業計画(案)を具体的に進めるには！

～公益的な事業の展開とホメール制度の充実がカギ～

1. 改正社会福祉法は、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、地域社会への貢献を求めています。また、無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを法人の責務とすることとしました。
2. 厚生労働省は、公益的な事業の具体例として、複数法人が連携した生活困窮者への自立支援の取り組み(全国社会福祉法人経営者協議会)を紹介しています。
3. 平成 28 年9月に、公正取引委員会は社会福祉法人の税制優遇の見直しを提言しました。
4. 法人内各事業所にあるカフェレストランにて毎月 1 回以上「子ども食堂」を開催します。地域社会や店舗・企業から食材等の提供を受け、子どもの貧困や一人ぼっちな子ども、ひとり暮らしの高齢者、生活困窮者、障がいのある人に低額で食事を提供します。
5. ホメール制度の充実を図ります。